

下呂市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市教育長から通知がありましたので、公表します。

令和7年3月3日

下呂市監査委員 都 竹 基 己

下呂市監査委員 今 井 能 和

令和6年度 定期監査結果（11月実施分）指摘事項等に伴う措置状況

指摘事項（1）小中学校における薬品の保管・管理について
担当課：各小中学校、学校教育課
薬品については、文部科学省等からの通知により、保管・管理の徹底を図るとともに、取扱いに遺漏のないよう求められている。これまでも「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について」（令和5年3月16日付4初教課第46号文部科学省初等中等教育局教育課程課長・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）において、学校に保管されている毒物、劇物等の化学物質に関して、一層の管理体制の点検・強化が示されている。特に、爆発物の原料となり得る化学物質11品目の管理強化を一層推進することが求められている。 今回の監査において、小中学校の薬品保管状況について確認を行ったところ、小坂小学校、萩原小学校、上原小学校において、薬品保管庫の転倒防止措置が講じられていなかった。地震等による転倒の可能性が危惧されることから早急に対策を講じられたい。併せて、萩原北中学校、金山中学校において、保管庫の鍵が理科準備室で保管されていたことから、保管庫がある部屋の鍵と共に職員室で厳重に管理するよう徹底されたい。 また、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理に当たっては、品目、数量、取得年月、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量等が記入できる管理簿を備え、使用の際には遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質等の残量と管理簿との照合を行う対応が求められている。 今回、薬品管理簿による管理状況について確認を行ったところ、金山中学校において水酸化バリウムの使用に記載漏れが見受けられ、実際の残量と管理簿の記載とが一致していなかった。管理簿に薬品使用量や残量等を記載し適正に管理することは、盗難、紛失等を防ぐために必要な措置であることから、実効性のある薬品管理体制の確保に努められたい。 なお、令和6年4月1日から薬品管理簿を市内小中学校で統一したが、「使用実績、購入実績及び残量をその都度記入している学校」と「実績に加えて点検日にも数量を確認記入している学校」があった。薬品管理簿の記入方法を統一するとともに、月に一度の点検日において確実に各薬品の残量を把握することを徹底されたい。
措 置 状 況
（措置済、改善中、未措置） 薬品保管庫の転倒防止措置については、小坂小学校、上原小学校は措置済みです。萩原小学校は業者には施工を依頼済みで、3月末までに完了する見込みです。その他の小中学校においても、全て転倒防止措置済みです。薬品保管庫及び理科準備室の鍵の保管については、全ての小中学校において職員室で保管していることを確認しました。薬品管理については、毎月の安全点検日に各薬品の残量まで確実に管理職が確認するよう徹底を図りました。

指摘事項（２）下呂市立小中学校校務員業務委託について

担当課：教育総務課

委託契約書の仕様書を確認したところ、下呂市が示した業務報告書（様式３－１、３－２）により毎月業務報告することとなっていた。

その業務報告書について確認したところ、令和６年４月分は仕様書で示した様式により報告がされていた。令和６年５月分は様式３－１のみ、令和６年５月以降は仕様書で示した様式によらず報告がされており、報告書の様式変更に関する協議書及び決裁書類が見当たらなかった。

仕様書で示した様式で報告を受けるべきであるが、仮に請負業者からの申出により様式を変更するとしても当初報告を求めた内容が記載できるものとし、変更に関しては請負業者との協議書及び決裁が必要となる。適正な事務処理をされたい。

措 置 状 況

（措置済、改善中、未措置）

業務報告書は仕様書に準じた様式を使用することとし、請負業者に対して報告様式の遵守を徹底いたします。今後、業者から様式変更の申出があった場合には、当初報告を求めた内容が網羅できることを確認したうえで、協議書を作成し、決裁書類を作成します。

監査意見（１）小中学校における防犯カメラ設置について

担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課

今回、監査を実施した３小学校・２中学校のうち、金山中学校については、犯罪予防の観点から正面玄関、校舎裏通用口、生徒出入口、校門から校舎までの道路に各１台、計４台の防犯カメラが設置され、常時モニターで確認できる体制がとられていた。他の小中学校にも設置を検討されたい。

措 置 状 況

（措置済、改善中、未措置）

防犯対策の重要性を踏まえ、防犯カメラ設置について、財政的な課題も考慮しながら慎重に対応を検討いたします。まずは、各学校における施錠の徹底など、既存の対策を強化し、防犯対策を整えます。現在、全１５校中９校の学校の正面玄関にインターホンが設置されており、今年度中にすべての学校への設置が完了予定です。

監査意見（２）小中学校におけるグラウンド遊具の点検について

担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課

各小中学校とも法令に基づき業者による遊具の点検がなされているが、今回、監査を実施した３小学校・２中学校のうち、萩原北中学校及び上原小学校においてＤ判定（劣化している）の遊具があり、児童生徒が使用できる状態となっていた。安全面から、自主点検を怠らず実施されたい。

措 置 状 況

（措置済、改善中、未措置）

現在、Ｄ判定を受けた遊具は使用を停止しております。引き続き、教職員による定期的な安全点検を実施し、万が一、異常が確認された場合には速やかに使用を中止するとともに、修繕、撤去、または取替等の必要な措置を講じます。

監査意見（３）小中学校における慈善団体等からの支援金の取扱いについて

担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課

小坂小学校において、「岐阜県緑化推進協議会会計」、「小坂小学校検定料会計」、「福祉協力校会計」、「あおぞら学級会計」の各通帳を保管管理していた。例えば、「岐阜県緑化推進協議会会計」に関して言えば、一般社団法人岐阜県緑化推進協議会からの苗木等購入に係る助成金を受け入れているものである。

助成金の使途が限定されており、助成先へ報告もしなければならないが、準公金として取り扱う必要がある。市として、取扱い方法について検討されたい。

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

市の「公金等取扱いマニュアル」に基づき、適正な管理・保管がなされていたことを確認しました。今後も引き続き、マニュアルに定める準公金の取扱い基準に沿って、適正に管理します。

監査意見（４）小中学校の危機管理マニュアルについて

担当課：各小中学校、学校教育課

今回の監査において、学校が危険等発生時にどう対処し、いかにして児童生徒等の生命や身体を守る体制を整備しているかに着目し、小中学校の危機管理体制を確認した。

各小中学校においては、教育委員会の指導の下、各学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し危機事案に対する児童生徒等の命を守る体制が整備されているところであるが、今回、３小学校、２中学校を監査したところ、次の２点の事項について危機管理マニュアルへの追加記載が必要な学校が見受けられたので、文部科学省による「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」や他校の危機管理マニュアルを参考としながら見直しを行い、児童生徒等の命を守るための体制を強化されたい。

- １、事前・事後の危機管理マニュアル
- ２、校外活動時の危機管理マニュアル

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

「１ 事前・事後の危機管理マニュアル」に関わり、まず事前の危機管理マニュアルについては馬瀬小学校で作成してあるものを全小中学校に送付し、自校に合うように変更しながら作成するよう指導しました。事後の危機管理マニュアルについては、監査の際に指摘を受けた萩原小学校が「事故発生後のフローチャート」を作成したので、それを全小中学校に送付し、作成するよう指導しました。

「２ 校外活動時の危機管理マニュアル」については、下呂小学校で作成したものを全小中学校に送付し、自校に合うよう修正して活用するよう指導しました。